## 川崎市告示第579号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市南部リハビリテーションセンター南部日中活動センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例(昭和46年川崎市条例第10号)第32条第3項の規定により告示します。

令和7年11月13日

川崎市長 福 田 紀 彦

管理を行わせる施設の	川崎市南部リハビリテーションセンター南部日中活動センター
名称及び所在地	川崎市川崎区日進町5番地1
指定管理者	(所在地) 広島市安佐北区小河原町1281番地
	(名 称) 社会福祉法人三篠会
	(代表者名) 理事長 酒井 亮介
指定期間	令和8(2026)年4月1日から
	令和13(2031)年3月31日まで